

令和3年第4回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年4月20日(火) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 上和野 忠 一
3 番 一本木 孝 久
4 番 山 本 長 栄
5 番 上 野 哲 子
6 番 小赤澤 悦 子
8 番 新 田 善 男
9 番 木 村 正 美
10 番 諏 訪 剛 郎
11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

雫 石 小谷地 明 弘
雫 石 長 坂 則 雄
雫 石 細 川 仁
雫 石 田 村 國 彦
御 所 藤 本 伸
御 所 米 澤 正 記
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 岡 本 忠 美
西 山 野々村 正 男
西 山 櫻 田 一 夫
西 山 葛根田 善 栄
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 林 尻 勇 人
御明神 中 村 守 男
御明神 石 塚 正 美
御明神 横 欠 初 男

4 欠席した委員

7 番 佐々木 秀子

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について

第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第7 議案第5号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

第8 議案第6号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地
判断に対する可否決定について

第9 議案第7号 令和2年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について

第10 議案第8号 令和3年度雫石町農業委員会活動計画について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
係 長 高 橋 直 也
主 任 川 村 佳 樹

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員10名、推進委員18名、計28名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第4回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては2番、上和野忠一委員、5番、上野哲委員、田村國彦推進委員、野々村正男推進委員、林尻勇人推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1から番号4を2番、上和野忠一委員、番号5と番号6を5番、上野哲委員、番号7から番号12を林尻勇人推進委員、番号13と番号14を野々村正男推進委員、番号15と番号16を田村國彦推進委員にお願いします。

2番 上和野委員

農地転用完了の番号1から番号4についてですが、転用事業者は全て〇〇であり、それぞれ所有者が異なりますが共通の事業ですので、合わせてご報告いたします。場所は10ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇の南側約100m付近一帯の場所です。こちらは別の業者が整地工事をし〇〇として使用する目的で申請され、平成15年8月には整地等の工事は完了し、利用していたとのことです。今回当該土地に〇〇を建てる計画があり、土地を調べていたところ転用の完了届が提出されていないことが発覚したことから、転用事業者を確認したところ転用の完了報告が遅くなったことに関しては、その業者が倒産したためそのまま完了届の提出も忘れていたとのことです。現地については、年数も経過しており転用の計画であった〇〇としては確認出来ませんでした。が、雑種地として地目変更登記もされ転用事業者のほうで綺麗に管理しておりました。

5番 上野委員

農地転用完了の番号5、6について調査報告をいたします。始めに番号5についてですが、場所は10ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で〇〇から南西へ約550m向かった場所に位置します。こちらは〇〇を整備する目的で申請され平成30年4月の総会で審議し、令和2年12月に完了ということで現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

次に番号2についてですが、場所は11ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約700mの場所で〇〇から入っていったところにある〇〇と呼ばれる場所になります。こちらは〇〇付帯施設の舗装を行う目的で申請され平成29年8月の総会で審議し、平成29年10月に完了ということで現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

林尻 推進委員

農地転用完了の番号7から12について調査報告をいたします。場所については10ページに記載のとおりですのでご確認ください。番号7から12の完了報告につきましては、住宅新築及び宅地の駐車場整備等住宅に関する農地転用でありましたが、現地を確認したところいずれも計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

野々村 推進委員

農地転用完了の番号13、14について調査報告をいたします。始めに番号13についてですが、場所は11ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約1km向かった場所に位置します。こちらは一時転用で〇〇として使用する目的で申請され、平成25年8月の総会で審議し平成28年9月に完了ということで、現地を確認したところ計画のとおり使用された後、農地に復旧されていることを確認しました。

次に番号14についてですが、場所は11ページにあります『農転完了：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約180mの場所になります。こちらは〇〇の新築が目的で申請され平成31年4月の総会で審議し、令和元年11月に完了ということで現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

田村 推進委員

農地転用完了の番号15、16について調査報告をいたします。始めに番号15についてですが、場所は11ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約1.3km向かった場所に位置します。こちらは山林への車両通行用の通路として使用する目的で申請され、平成28年1月の総会で審議し平成28年4月に完了ということで、現地を確認したところ計画のとおり工事が完了し利用されていることを確認しました。

次に番号16についてですが、場所は10ページにあります『農転完了：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約100m向かった場所になります。こちらは〇〇の新築が目的で申請され、平成29年7月の総会で審議し平成30年3月に完了ということで、現地を確認したところ、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議 長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には4番、山本長栄委員、8番、新田善男委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1〇〇が所有する田2筆、畑1筆、面積計7,377㎡について、令和元年5月21日付けで〇〇が農地法第5条による一時転用の許可を受け2年間砂利採取を実施しているものですが、周囲の田圃に水を入れる時期に漏水のため掘削場の水位が上昇し、掘削・埋め戻しが困難となったため事業期間を1年間延長しようとするものであります。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認

委員の報告について、現地確認全般と番号1を2番、上和野忠一委員
にお願いします。

2番 上和野委員

現地調査全般についてご報告いたします。4月14日、第4班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

引き続き農地転用事業計画変更の番号1について報告いたします。場所は23ページにあります『農転計画変更：〇〇・〇〇』となっている所で、詳細な位置などは別冊資料1の1～4ページで、〇〇から北へ約1kmの場所に位置します。こちらは平成31年4月の総会で審議されて、許可になった5月から2年間の計画で〇〇さんが砂利採取を行っているものですが、事務局から議案書の説明があったとおり、作業の遅れから一年間延長したいということで現地を見て参りました。現地確認の当日は作業を休んでおりまして、表土が数か所に盛られて入り口部分を除き掘削は終了しており、事業区域の東側の一部分が掘削されたまま水がたまり埋戻し作業が終了していない状況でした。3年まで一時転用は可能ですので、現地の作業の進み具合から現地確認班としては期間の延長は止むを得ないものを見て参りましたが、委員皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。この議案については、〇〇委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第

31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1〇〇が所有する田2筆、畑3筆、面積計13,313㎡について、〇〇と売買しようとするものであります。以上説明いたしました案件に係る調査書を6ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、5番、上野哲委員をお願いします。

5番 上野委員 番号1についてご報告いたします。場所は24ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇付近一体の場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の5～6ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんの父親の代に、負債整理のため親戚関係にあたる〇〇さんに買い押さえてもらっていた農地を今回、息子である〇〇さんが買戻し新規就農により営農を再開するとのことです。申請地の水田は稲刈りを終えた状況であることを確認しましたし畑も保全管理されており、売買後も利用状況が変わるものではないことから問題ないものと思われれます。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員 〇〇さんの年齢と、調査書には機械関係のことが何も出ていないので、どういう対応をしていくのか詳しく教えてほしい。

高橋係長 年齢は45歳で、機械はトラクター、管理機を所有しています。平成23年に父の負債整理で親戚関係にある〇〇さんに買い押さえてもらいましたが、実際には〇〇さんが耕作し続けており、土地の所有を今

回戻すということですが、耕作は〇〇さんが継続していくものです。

議 長 ほかにございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1の許可申請事項について説明いたします。番号1〇〇が所有する田2筆、面積計1,665㎡について、農業用施設の整備のため、子の〇〇と使用貸借しようとするものであります。本件について、農振法に規定する農用区域内の農地であります。同法の農用地利用計画において農業用施設用地に指定されていることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、5番、上野哲委員にお願いします。

5番 上野委員 番号1についてご報告いたします。場所は24ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約1.3km向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の7～10ページをご覧ください。本件は、〇〇さんの息子である〇〇さんがロール

置場や作業機置場等の整備を計画で農地転用の申請があったため現地を確認して来ました。現地は適切に保全管理され、隣接地については平成20年に転用許可がされていることや周辺農地等は親族の所有地であることから周囲に与える影響も少なく問題ないものと思われま
す。なお、事前着工はありませんでした。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

始めに所有権移転の計画内容について説明いたします。番号100が所有する田1筆、面積1,347㎡について、〇〇と売買しようとするものであります。

番号200が所有する田8筆、面積計11,135㎡について、〇〇と売買しようとするものであります。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

次に利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号100が所有する田3筆、面積計8,501㎡について〇〇と。

番号200が所有する田5筆、面積計3,330㎡について〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号300が共有持分12分の11を所有する田2筆、面積計3,930㎡について〇〇と利用権を再設定するものであります。

番号400が所有する田2筆、面積計4,246㎡について〇〇と

新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号5〇〇が所有する田3筆、面積計4,607㎡について、
番号6〇〇が所有する田2筆、面積計3,494㎡について、
番号7〇〇が所有する田6筆、面積計8,971㎡について、
番号8〇〇が所有する田3筆、面積計3,624㎡について、
番号9〇〇が所有する田2筆、面積計5,522㎡について、それぞれ〇〇と利用権を再設定するものであります。

番号10〇〇が所有する田2筆、面積計1,485㎡について、〇〇と利用権を再設定するものであります。

番号11〇〇が所有する田3筆、面積計5,077㎡について、
番号12〇〇が所有する田1筆、面積2,691㎡について、それぞれ〇〇と利用権を再設定するものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており許可相当であると認められます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件の現地確認委員の報告について、所有権移転の番号1を野々村正男推進委員、番号2を田村國彦推進委員にお願いします。

野々村 推進委員

場所は23ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の11～12ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、これまでは〇〇と〇〇さんとの間で賃貸借をしていた農地であり、その期間の終期を迎える際に〇〇さんから〇〇さんへ売買の相談をし、両者合意のうえ今回の申請になったということです。現地は牧草畑として適正に管理されており、売買後は〇〇が規模拡大を図る目的で〇〇用地として利用する計画であり問題ないものと思われま

田村 推進委員

場所は23ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約600m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料の13～14ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、これまでは〇〇さんと〇〇さんとの間で賃貸借契約をしており、今回、所有者の〇〇さんから〇〇さんへ売買の相談があり今回の申請になったということです。現地については現在は耕起され適正な管理がされており、売買後も利用状況が変わるものではないことから問題ないものと思われま

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見については、省略いたします。

ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本案件は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する(公社)岩手県農業公社が担い手へ利用権の設定等を行うものであり、所有者の氏名を省略して説明いたします。

番号1、田8筆、面積計23,179㎡を、〇〇に、

番号2、田1筆、面積1,526㎡を、〇〇に、農地中間管理機構である(公社)岩手県農業公社が利用権を設定しようとするものであります。なお、番号1については備考欄に記載のとおり、既に担い手に配分している農地を利用の効率化のため配分先を変えるものであります。本案件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われれます。

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第5号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本議案につきましては昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、令和2年7月22日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を送付し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りするものであります。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。

番号100が所有する畑1筆について、

番号200が所有する畑1筆について、農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり山林化しており、利用状況調査班において非農地と判定していただいているところであります。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第7号、令和2年度雫石町農業委員会活動計画の点

検・評価についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

別冊の議案第7号『令和2年度雫石町農業委員会活動計画の点検評価について』をご覧願います。1ページの農業委員会の状況につきましては説明を省略させていただきます。2ページから5ページまでは農地利用最適化の推進に係る事務に関するもので、各項目の現状及び課題については説明を省略させていただきます。『II 担い手への農地の利用集積・集約化』であります。2の令和2年度の目標及び実績については、集積目標3,890haのところ、実績は現在農林課が県と調整中であるため暫定値ですが3,748ha、うち新規実績が107ha、達成率が96.3%でございます。こちらの数値については確定次第修正させていただくことをご了承願います。3の目標の達成に向けた活動について、活動実績は「町農政部局と連携し貸出希望農家に対し農地中間管理事業の制度説明等を行い、担い手への利用集積を図った。4～3月、農用地利用権設定等促進事業の実施、11～2月、農地利用意向調査の実施、3月、農地利用意向調査を踏まえ農地中間管理機構へ情報提供した」としました。4の目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価を「農地の全体面積から考えると妥当である」、活動に対する評価を「貸出希望農家等に対し農地中間管理機構を通じて、規模拡大希望農家への集積が図られているが、複合経営を行っている農家が多いことから全体的に集積面積は増えない」としました。『III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進』であります。2の令和2年度の目標及び実績でございますが、参入目標2経営体対し、実績は2経営体、達成状況は100%、参入目標面積1.6haに対し実績8.15ha、達成状況は509%でございます。3の目標の達成に向けた活動について、活動実績は「随時、新規就農者の相談を受けている」としました。4の目標及び活動に対する評価について、活動に対する評価は「取り組みが参入実績に繋がっている」としました。『IV 遊休農地に関する措置に関する評価』でございます。2の令和2年度の目標及び実績でございますが、解消目標4.0haに対し、解消実績11.5ha、達成状況347%でございます。3の2の目標の達成に向けた活動でございます。活動実績について、委員及び農業委員会協力員の皆様の御協力を頂きまして、活動計画のとおり農地の利用状況調査、農地利用意向調査、その他の活動を実施いたしまして、最終的に確定した遊休農地の面積等について、1号遊休農地は80筆、17.7ha、2号遊休農地は、5筆、4.2haとなっております。4の目標及び活動に対する評価でございます。目標に対する評価は「遊休農地解消に向けた目標としては妥当であ

る」、活動に対する評価は「遊休農地解消に向けた取り組みが概ね出来ている」としました。『Ⅴ 違反転用への適正な対応』でございます。2の令和2年度実績」でございますが、実績0ha、増減なし、でございます。3の活動計画・実績及び評価でございますが、活動計画は「制度の周知を推進し、農地パトロール等の防止活動を継続する。6～7月、農地利用状況調査と併せて農地パトロールを実施。随時、毎月の総会案件に係る現地確認に併せてパトロールを実施」としており、活動実績でございますが「6～7月、農地利用状況調査と併せて農地パトロールを実施した。随時、毎月の総会案件に係る現地確認に併せてパトロールを実施した」、活動に対する評価は「違反転用防止活動としては妥当である」としました。6ページから7ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、1から4の項目につきましてはお目通し願います。『Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容』でございます。こちらにつきまして、農業委員及び推進委員の皆様から頂いた意見をまとめとところ、後継者不在による出し手増加、担い手不足、圃場の維持管理問題等の解消、耕作条件の改善、小規模農家への支援についての要望や意見がありました。2ページから4ページの各項目の課題に記載している内容と重複していることから「なし」とさせていただきます。『Ⅷ 事務の実施状況の公表等』については記載のとおりです。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第7号、令和2年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
日程第10、議案第8号、令和3年度雫石町農業委員会活動計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

別冊の議案第8号『令和3年度雫石町農業委員会活動計画』をご覧

ください。1 ページから4 ページにつきましては、令和3年度栗石町農業委員会活動計画の案でございます。こちらにつきましては朗読を省略させていただきます。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。『I 農業委員会の状況』について、1の農家・農地等の概要については、農林業センサス等に基づく数字でございますが、2020年農林業センサスの調査結果が近いうちに公表されるとのことですので、情報を得次第修正させていただきたいと考えております。2の農業委員会の現在の体制は記載のとおりでございます。『II 担い手への農地の利用集積・集約化』でございます。1の現状及び課題でございますが、現状は管内の農地面積6,000ha、これまでの集積面積は暫定値ですが3,748ha、集積率62.5%、課題としては「農業従事者の減少・高齢化等により農地の出し手が増えているが、担い手の規模拡大も厳しくなっている」としました。2の目標及び活動計画でございますが、目標については集積面積3,848ha、うち新規集積面積100haとします。目標案設定の考え方については記載のとおりでございます。活動計画でございますが「町農政部局や農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業等の活用により担い手への利用集積を促進する」としました。こちらに用いました集積面積は暫定値であることから面積が確定次第、関連する数値についても修正させていただくことをご了承願います。『III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進』でございます。1の現状及び課題でございますが、記載のとおりでございます。2の目標及び活動計画でございますが、参入目標数2経営体、目標面積は1.6haとしました。活動計画でございますが「新たに農業を始めたい方の相談に応じ、関係機関が連携し、就農から経営開始に向けた農業技術等の研修支援や、給付金や奨励金の交付により就農・経営開始初期の不安定な生活を支援する」としました。『IV 遊休農地に関する措置』でございます。1の現状及び課題でございますが、現状及び課題は記載の通りでございます。2の令和3年度の目標及び活動計画でございますが、目標については現在の遊休農地面積の約1割となる2.0haを解消目標としました。活動計画については農地利用状況調査、農地利用意向調査、その他につきまして例年と同様でございます。『V 違反転用への適正な対応』でございます。1の現状及び課題でございますが、現状は違反転用面積0haでございます。2の活動計画でございますが、「制度の周知を推進し、農地パトロール等の防止活動を継続する」としました。

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第8号、令和3年度雫石町農業委員会活動計画について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議 長

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。
以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後3時7分

以上が令和3年4月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 4 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 4 番

8 番
